

横浜市墓地等設置財務状況審査会運営要綱

制 定 平成23年 8 月30日 衛生活第642号
最近改正 令和 5 年 3 月 9 日 健生衛第985号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年2月横浜市条例第5号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき設置する横浜市墓地等設置財務状況審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第18条第2項に定める法律又は財務に関して学識経験のある者とは、次に掲げるものとする。

- (1) 弁護士の資格を有する者
- (2) 公認会計士の資格を有する者
- (3) 不動産鑑定士の資格を有する者
- (4) 中小企業診断士の資格を有する者

(会長及び副会長の任期)

第3条 会長及び副会長の任期は、その委員の委嘱期間とする。

2 会長又は副会長が欠けたときは、最初にかかれる委員会において委員の互選により定める。

(委員の禁止行為)

第4条 委員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をすること。

(委員の解職)

第5条 市長は、委員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めた場合
- (2) 刑事事件に関し処罰された場合
- (3) 前条各号の一に該当する行為を行った場合

(審査会の召集及び定足数)

第6条 審査会は、会長が召集し、委員の2分の1以上の出席により、成立する。

(意見等の聴取の要請等)

第7条 審査会は、審査を行うにあたり、必要があると認めるときは、財務状況の報告書を提出した者その他関係者に対し意見を聴くために出席を求め、及び必要な資料の提出を求めるよう市長に要請することができる。

(審査結果の報告)

第8条 条例第17条第3項に規定する意見は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 前項の意見は、財務状況審査結果報告書（1号様式）により行うものとする。

(会議録の作成)

第9条 審査会は、会議録を作成するときは、議事内容（決定事項、審議経過等）のほかに、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 資料名
- (5) 出席委員及び欠席委員
- (6) 開催形態（公開、非公開等）
- (7) その他委員会が必要と認める事項

2 前項において、会議録は、各委員の確認を受けるものとする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、医療局生活衛生課において処理する。

附 則（平成23年8月衛生活第642号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月健生衛第985号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

財務状況審査結果報告書

年 月 日

（報告先）

横浜市長

横浜市墓地等設置財務状況審査会



横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条第3項の規定により、次のとおり報告します。

墓地 ・ 納骨堂	経営者	
	計画の位置	
審査の結果		